

平成26年7月18日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 坂巻雅樹

平成25年(ワ)第17659号損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成26年5月9日

判 決

[REDACTED]
原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 荒井哲朗

東京都千代田区神田東松下町24番地KKビル3階

被 告 アドニス株式会社
(以下「被告会社」という。)

同代表者代表取締役 丸山 [REDACTED]

[REDACTED]
被 告 丸山 [REDACTED]

(以下「被告丸山」という。)

[REDACTED]
被 告 仲 [REDACTED]

(以下「被告仲」という。)

上記3名訴訟代理人弁護士 宮本寛之
主 文

- 1 被告らは、原告に対し、各自294万0040円及びこれに対する平成25年7月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

1 本件は、原告が、被告会社の従業員の勧誘によって原告と被告会社との間で締結した合計7回にわたる金又は白金（以下「金等」という。）地金売買契約は、主位的に公序良俗違反の違法、予備的に適合性原則違反又は説明義務違反の違法があり、原告は、上記各契約の代金及び手数料名下に支払った分割金から解約清算金を控除した金額相当の損害を被ったとして、被告会社の従業員（被告仲）に対しては民法709条に基づき、被告会社に対しては同法709条又は同条及び715条1項に基づき、被告会社の代表取締役（被告丸山）に対しては会社法429条1項に基づき、それぞれ損害賠償金294万0040円及びこれに対する平成25年7月19日（訴状送達の日の翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（証拠等を掲記しない事実は当事者間に争いがない。）

(1) 当事者

ア 原告は、昭和40年 [] 生まれ（被告会社との間の契約開始当時4[]歳）の主婦である（甲16）。

イア 被告会社は、金地金売買等を目的とする株式会社（平成23年2月23日設立、資本金の額800万円）である（弁論の全趣旨）。

イイ 被告丸山は、被告会社の代表取締役である。

イウ 被告仲は、被告会社の従業員であり、原告に対して金等地金売買契約の勧誘をした者である。

(2) 原告と被告会社との間の契約の内容

原告と被告との間の契約は、顧客が会社から契約時の時価で金等地金（1キログラム単位）を240回の分割払いで購入し、購入代金及び手数料（購入代金の10パーセント）の合計額を全額支払った時に、被告会社が10営業日以内に金等地金を取得して原告に対してこれを引き渡すという契約である。

支払方法は、1回目に手数料及び購入代金の一部を支払い、購入代金の残額を239回（20年）の分割払で支払うという分割払である。

顧客は、分割金を20年間かけて全額支払って金等地金を受け取ること（以下「満期受渡し」という。）ができる、また、分割金の残額を一括して支払って金等地金を受け取ること（以下「早受渡し」という。）もできる。

また、顧客は、分割払の期間中、任意の時点で中途解約をすることができ、その場合、解約日の株式会社東京工業品取引所（平成25年2月12日以降の商号は株式会社東京商品取引所。以下「東京商品取引所」という。）の金等の標準取引の1番限清算値の価格（当月限帳入値段）を解約価格とし、①解約価格が購入代金を上回るときには、顧客が解約までに支払った分割金と解約価格と購入代金との差額との合計額から手数料を控除した金額を解約清算金として、②解約価格が購入代金を下回るときには、原告が解約までに支払った分割金の合計額から手数料を控除した金額での購入数量を損金とし、原告が解約までに支払った分割金の合計額から手数料及び損金を控除した金額を解約清算金として、被告会社が顧客に対して支払うとされている。

原告と被告は、平成24年3月から平成25年2月にかけて、上記の内容の3つの金地金の売買契約、4つの白金地金の売買契約を締結した（以下、これら7つの契約をまとめて「本件各契約」という。）。

（甲1の2、2の1、3の1、4の1、5の1、6の1、8の1、10の1、弁論の全趣旨）

（3）本件各契約の締結及び中途解約

ア 平成24年3月9日付け金地金売買契約（以下「金契約①」という。）

（ア）原告は、平成24年1月頃、被告会社の従業員と思われる人物から金の積立ての勧誘の電話を受けた後、被告会社から、被告会社や金の積立て取引の概要が記載された資料等（甲1の2・3）の送付を受けるとともに、被告会社の従業員である被告仲から、電話で、金の積立てについて勧

誘を受けた。

(イ) 原告は、同年3月9日、原告の自宅を訪問した被告仲が持参した契約書に署名押印し、原告と被告会社との間で、次の内容のとおり、原告が被告会社から金地金を購入する契約（金契約①）を締結した。

金地金数量 1キログラム

契約時の時価 1グラム当たり4590円

購入代金 459万円（消費税込み）

手数料 45万9000円

（購入代金の10パーセント、消費税込み）

支払方法 平成24年3月 50万円

平成24年4月から平成44年1月まで毎月末限り

1万9000円（238回）

平成44年2月末限り 2万7000円

原告は、平成24年3月9日、被告仲に対し、金契約①の1回目の支払として50万円を手渡し、その後、同年4月から同年12月まで、被告会社に対し、金契約①の分割金として合計17万1000円を支払った。

イ 平成24年3月13日付け金地金売買契約（以下「金契約②」という。）

原告は、平成24年3月13日、原告の自宅を訪問した被告仲が持参した契約書に署名押印し、原告と被告会社との間で、次の内容のとおり、原告が被告会社から金地金を購入する契約（金契約②）を締結した。

金地金数量 1キログラム

契約時の時価 1グラム当たり4700円

購入代金 470万円（消費税込み）

手数料 47万円（購入代金の10パーセント、消費税込み）

支払方法 平成24年3月 50万円

平成24年4月から平成44年1月まで毎月末限り
1万9500円(238回)

平成44年2月末限り 2万9000円

原告は、平成24年3月13日、被告仲に対し、金契約②の1回目の支払として50万円を手渡し、その後、同年4月から同年12月まで、被告会社に対し、金契約②の分割金として合計17万5500円を支払った。

ウ 平成24年3月30日付け金地金売買契約(以下「金契約③」という。)

原告は、平成24年3月30日、原告の自宅を訪問した被告仲が持参した契約書に署名押印し、原告と被告会社との間で、次の内容のとおり、原告が被告会社から金地金を購入する契約(金契約③)を締結した。

金地金数量 1キログラム

契約時の時価 1グラム当たり4620円

購入代金 462万円(消費税込み)

手数料 46万2000円

(購入代金の10パーセント、消費税込み)

支払方法 平成24年3月 50万円

平成24年4月から平成44年1月まで毎月末限り

1万9100円(238回)

平成44年2月末限り 3万6200円

原告は、平成24年3月30日、被告仲に対し、金契約③の1回目の支払として50万円を手渡し、その後、同年4月から同年12月まで、被告会社に対し、金契約③の分割金として合計17万1900円を支払った。

エ 平成25年1月9日付け白金地金売買契約(以下「白金契約①」という。)

(ア) 原告は、平成25年1月頃、被告仲から、白金の積立取引の勧誘を受けた。

(イ) 原告は、同月9日、原告の自宅を訪問した被告仲が持参した契約書に

署名押印し、原告と被告会社との間で、次の内容のとおり、原告が被告会社から白金地金を購入する契約（白金契約①）を締結した。

白金地金数量 1キログラム

契約時の時価 1グラム当たり 4670円

購入代金 467万円（消費税込み）

手数料 46万7000円

（購入代金の10パーセント、消費税込み）

支払方法 平成25年1月 50万円

平成25年2月から平成44年11月まで毎月末限り
1万9400円（238回）

平成44年12月末限り1万9800円

原告は、平成25年1月9日、被告仲に対し、白金契約①の1回目の支払として50万円を手渡し、その後、同年1月から同年4月まで、被告会社に対し、白金契約①の同年2月分から同年4月分の分割金として合計5万8200円を支払った。

才 平成25年1月18日付け白金地金売買契約（以下「白金契約②」という。）

（ア）原告は、平成25年1月17日付けで、金契約①を中途解約した。

（イ）原告は、同月18日、原告の自宅を訪問した被告仲が持参した契約書に署名押印し、原告と被告会社との間で、次の内容のとおり、原告が被告会社から白金地金を購入する契約（白金契約②）を締結した。

白金地金数量 1キログラム

契約時の時価 1グラム当たり 4980円

購入代金 498万円（消費税込み）

手数料 49万8000円

（購入代金の10パーセント、消費税込み）

支払方法 平成25年1月 50万円
平成25年2月から平成44年11月まで毎月末限り
2万0800円(238回)
平成44年12月末限り2万7600円

原告は、平成25年1月18日、白金契約②の1回目の支払として、
契約条項どおりに算出された金契約①の解約清算金40万800円を
充当するとともに、被告仲に対して残額9万2000円を手渡し、その後、同年1月から同年4月まで、被告会社に対し、白金契約②の同年2
月分から同年4月分の分割金として合計6万2400円を支払った。

カ 平成25年1月26日付け白金地金売買契約（以下「白金契約③」とい
う。）

- (ア) 原告は、平成25年1月24日付で、金契約③を中途解約した。
(イ) 原告は、同月26日、原告の自宅を訪問した被告仲が持参した契約書
に署名押印し、原告と被告会社との間で、次の内容のとおり、原告が被
告会社から白金地金を購入する契約（白金契約③）を締結した。

白金地金数量 1キログラム
契約時の時価 1グラム当たり4980円
購入代金 498万円（消費税込み）
手数料 49万8000円
(購入代金の10パーセント、消費税込み)

支払方法 平成25年1月 50万円
平成25年2月から平成44年11月まで毎月末限り
2万0800円(238回)
平成44年12月末限り2万7600円

原告は、平成25年1月26日、白金契約③の1回目の支払として、
契約条項どおりに算出された金契約③の解約清算金41万1900円を

充当するとともに、被告仲に対して残額8万1800円を手渡し、その後、同年1月から同年4月まで、被告会社に対し、白金契約③の同年2月分から同年4月分の分割金として合計6万2400万円を支払った。

キ 平成25年2月2日付け白金地金売買契約(以下「白金契約④」という。)

(ア) 原告は、平成25年1月31日付けで、金契約②を中途解約した。

(イ) 原告は、同年2月2日、原告の自宅を訪問した被告仲が持参した契約書に署名押印し、原告と被告会社との間で、次の内容のとおり、原告が被告会社から白金地金を購入する契約(白金契約④)を締結した。

白金地金数量 1キログラム

契約時の時価 1グラム当たり5250円

購入代金 525万円(消費税込み)

手数料 52万5000円

(購入代金の10パーセント、消費税込み)

支払方法 平成25年2月 60万円

平成25年3月から平成44年12月まで毎月末限り

2万1600円(238回)

平成45年1月末限り 3万4200円

原告は、平成25年2月2日、白金契約④の1回目の支払として、契約条項どおりに算出された金契約②の解約清算金41万8500円を充当するとともに、被告仲に対して残額18万1500円を手渡し、その後、同年3月及び4月、被告会社に対し、白金契約③の分割金として合計4万3200円を支払った。

ク 白金契約①から④の中途解約及び解約清算金の支払

原告は、平成25年5月27日、白金契約①から④を中途解約した。被告会社は、同年6月7日、原告に対し、白金契約①から④の解約清算金として契約条項どおりに算出された合計42万6160円を支払った。(甲)

12)

3 争点

(1) 本件各契約の公序良俗違反（主位的主張）

（原告の主張）

本件各契約は、金等地金売買契約と称しているものの、実際は、将来の金等の価格による差金を授受して契約関係から離脱できる差金決済をすることを目的とする私的差金決済契約である。

私的差金決済契約は、私設の現物まがいの証拠金契約であり、賭博罪・賭博場開帳図利罪に当たる行為を、高率の手数料及び証拠金（本件各契約においては1回目以降の分割金がこれに当たる。）を徴求して行うものである。

被告会社は、金融商品取引に関する許可・登録を受けておらず、したがって、違法な取引・勧誘を行わないような人的構成・組織体制がとられることについての法律上の担保がなく、取引上の義務を履行し得る財務状況及び分別管理について制度的担保がなく、実際もこれが確保されていない状況で、業として、図利目的で常習的に本件各契約を行い、相対取引で利益相反状況が生じるにもかかわらず、その説明をしないまま原告を勧誘して代金及び手数料名下に金銭の交付を受けたものである。

したがって、本件各契約は、いずれも公序良俗に著しく反するものであり、このような契約に基づいて原告に金銭を交付させたことは、原告に対する不法行為を構成する。

（被告らの主張）

本件各契約は、金等の前払割賦販売を目的とする契約であって、差金決済を目的とする取引ではない。

顧客は、金等を契約時の時価で購入することができ、分割弁済による期限の利益が享受できるほか、契約途中に代金全額が支払われれば、その時点での金等地金の所有権移転及び現物の引渡しを受けることができる。被告会社

が1回目の分割金の支払時に受領する手数料は、顧客がこのようなメリットを受ける契約上の地位を得るための対価であり、分割金は金等の対価そのものであって、証拠金ではない。

中途解約時の解約清算金は、東京商品取引所において一般に公開されている相場価格を基準として算出しており、被告会社及び顧客は、各時点での相場価格を確認して将来の価格の変動を予見することが可能である。本件各契約には、偶然の事情によって利益の得喪を争う賭博に該当する要素はない。

また、本件各契約は金等の前払割賦販売契約であるから、原告の主張するような制度的規制を受けるものではないし、被告会社は、顧客から毎月支払われる分割金を預かり保管しており、中途解約に伴う顧客からの返還要請に応えられる財務状況を有している。

さらに、金等の現物売買取引である以上、相対取引であることは当然である。

したがって、本件各契約は、公序良俗に反するものではない。

(2) 本件各契約の適合性原則違反及び説明義務違反（予備的主張）
(原告の主張)

仮に、本件各契約が公序良俗に違反しないとしても、被告らは、上記(1)（原告の主張）のとおりの本件各契約の仕組み及びリスクの態様（価格変動リスク、その決定権者が一方当事者である被告会社であることによるリスク、情報収集の困難性によるリスク、分別管理が十分にされていないリスク、信用リスク（被告会社が全顧客の購入量に反対する売りポジションを持つ状態となり、被告会社が顧客に対して被告会社に有利になるよう変動を誘導できなければ、金等の価格の上昇によって被告会社は破綻する。）、益金の支払を受けることができない可能性が高いという司法リスク、利益相反状況で取引の勧奨を受けるリスク、判断能力低下のリスク）を説明しないまま、原告に対して本件各契約を勧誘し、取引を開始、継続させた。

したがって、本件各契約の締結には適合性原則違反又は説明義務違反の違法があり、不法行為を構成する。

(被告らの主張)

原告の主張する信用リスクについては、本件各契約は金等の前払割賦販売契約であって、原告の主張するような信用取引又は先物取引における売りポジションの概念そのものが存在せず、金等の価格は東京商品取引所において一般に公開されている相場価格によるから、被告会社が有利になるよう変動を誘導することもあり得ないのであって、前提を欠く主張である。

原告の主張するその他のリスクは、いずれも一般的・抽象的なものであり、本件各契約の締結が違法であることを基礎づける指摘とはいえない。

被告会社は、原告に対して一切の違法勧誘をしておらず、本件各契約の締結及びこれに基づいて原告に金銭を交付させたことは違法ではない。

(3) 被告らの責任

(原告の主張)

ア 被告仲は、被告会社の従業員として、原告に違法な本件各契約の勧誘をし、原告に代金及び手数料名下に金員を交付させたから、不法行為責任を負う。

イ 上記の被告仲の行為は、被告会社の営業方針に沿って事業の執行について行われたものであって、被告会社はこれについて使用者責任を負うにとどまらず、法人としての固有の不法行為責任も負う。

ウ 被告丸山は、代表取締役として、被告会社において適法な営業が行われるよう業務執行を行うべきであったのに、あえてこれをせず、その結果違法な本件各契約が行われたから、取締役の第三者に対する損害賠償責任を負う。

(被告らの主張)

争う。

(4) 損害

(原告の主張)

原告は、被告会社に対し、違法な本件各契約の代金及び手数料名下で合計434万4600円を支払った。これに対し、被告会社は原告に対して解約清算金として合計166万4560円を返還したが、268万0040円を返還していない。したがって、原告は上記の未返還金相当額268万0040円の損害を被った。

原告は本訴訟手続を弁護士に委任しており、被告らによる不法行為である本件各契約と相当因果関係のある弁護士費用は26万円である。

(被告らの主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

(1) 本件各契約の勧誘

原告は、高校卒業後、[REDACTED]会社の[REDACTED]等として働いていたが、結婚後は主婦として生活しており、本件各契約開始当時4[REDACTED]歳であった。原告は、本件各契約以前、未公開株商法、ブラックFX取引、ロコ・ロンドン貴金属取引等により、合計2000万円程度の被害にあったことがあった。

原告は、平成24年1月頃、被告会社の従業員と思われる人物から、電話で、「金の価格が上がっている」等と金の積立ての勧誘を受けた。その後、被告会社から、被告会社の概要及び「積立ゴールド」と称する金の積立取引の概要が記載された資料並びに「本気の“金投資”入門」と題する雑誌記事の送付を受けると共に、被告会社の従業員である被告仲から、「金は上がっていくから、途中で利益が出る」等と金の積立取引について何度も電話による勧誘を受けた。原告は、未公開株商法等による被害を取り戻したいという思いがあり、これに対し、被告仲は、「未公開株商法等で損をした顧客に対して被告会社の弁護士が損を取り戻す手助けをしたことがあり、原告の被害

についても依頼できる」等と述べたため、原告は、本件各契約を締結することとした。そして、原告は、被告会社の弁護士に相談に行く予定であった同年3月22日よりも前に、金契約①から③の契約を締結した。

その後、原告は、平成25年1月頃、被告仲から、「中国で車の排気ガスの触媒に白金が使われており、工業で使われるから今後は白金が上がる」「損切りしてでも金から白金に切り替えた方が良い」等と白金の積立取引の勧誘を受けた。原告は、同月16日に被告会社の弁護士に相談に行く予定であったことから、順次、金契約①から③を中途解約し、白金契約①から④の契約を締結した。

(甲1の2、3、甲16)

(2) 被告会社による金等の積立取引

ア 被告会社は、平成23年2月に設立され、同年3月から本件各契約と同内容の取引について営業活動を開始した。被告会社は、平成25年11月までの間、顧客に対し、金等地金を引き渡したことはない。

(弁論の全趣旨)

イ 被告会社の全顧客の金等の積立取引の状況は以下のとおりであり(乙2)、被告会社の地金の保有量は、平成25年10月25日時点で、金82グラム、白金583グラムであった(乙1の1、2、乙5の1、2)。

① 平成23年3月11日から同年12月31日まで

契約締結170キログラム

中途解約51キログラム

末日時点での契約継続119キログラム

② 平成24年1月1日から同年12月31日まで

契約締結188キログラム

中途解約186キログラム

末日時点での契約継続121キログラム

③平成25年1月1日から同年10月30日まで

　契約締結178キログラム

　中途解約160キログラム

　末日時点での契約継続139キログラム

ウ 平成26年1月31日時点における被告会社の全顧客52名が支払った分割金の合計額は1986万2222円、契約数量は129.5キログラムであった（乙6）。

一方、被告会社が顧客から受領した分割金を管理している預金口座の残高は、同月14日時点において487万3197円、同月31日時点において1027万3197円、同年2月3日時点において1527万3197円（被告丸山による500万円の入金による。）、同月5日時点において1719万2484円（同年1月分の分割金の支払による。）であった（乙7。なお、上記預金口座の平成26年1月14日より以前の預金口座の残高の推移は明らかではない。）。

2 爭点(1)（本件各契約の公序良俗違反〔主位的主張〕）について

(1) 本件各契約の内容及び目的

ア 前記第2の2(2)のとおり、本件各契約は、顧客が被告会社から金等地金を契約時の時価で240回（20年間）の分割払で購入し、購入代金及び手数料（購入代金の10パーセント）の合計額を全額支払った時に、被告会社が金等地金を取得して原告に対してこれを引き渡すが、顧客は、任意の時点で中途解約をすることができ、この場合、東京商品取引所の相場価格を基準として、解約清算金又は損金が算出されるという内容の契約である。

本件各契約の契約書には、その目的について、原則として金等地金の現物引渡しを目的とするものであるが、顧客の事情により中途解約ができるものとする旨の記載がある（甲1の2、2の1、3の1、4の1、5の1、

6の1, 8の1, 10の1)。

イ 金等は、観賞目的等の例外を除き、顧客が保有して利用する価値はほとんどなく、その換金性の高さゆえに価値があるものと考えられる。本件各契約において、一般に広く行われている割賦販売契約と異なり、顧客が分割金を全額支払うまで目的物である金等地金の引渡しを受けないことされているのも、本件各契約が、金等の利用価値ではなく、交換価値に着目した契約であることを示すものである。

前記1(1)のとおり、原告は、被告会社の従業員である被告仲から、金等の価格相場が上昇しているから利益を得ることができるといった説明を受けただけであり、20年後に金の引渡しを受けることを前提とした説明は受けておらず、また、被告会社が原告に対して資料と同時に送付した雑誌記事には、金の価格上昇が見込まれていることから金による投資を始める好機であるといった記載がある(甲1の3)。さらに、被告仲は、原告に対し、白金契約①を勧誘する際、損切りをしてでも金の積立取引を中途解約して白金の積立取引をした方が良い旨述べており、実際に金契約①から③が中途解約され、白金契約①から④の契約が締結された(前記1(1))。

上記のとおり、金等については、その利用価値は低く、交換価値が重要であり、本件各契約もそれを前提としたものとなっていること、したがって、20年間もの長期にわたって分割金を支払い、金等地金の引渡しを受けること自体に大きな意味はないこと、本件各契約は、顧客による中途解約が自由であることを考慮すると、本件各契約の主たる目的は、顧客が20年後に金等地金の引渡しを受けることにあるのではなく、任意の時点で中途解約をして解約時の金等の時価と契約時のそれとの差金を取得することにあると認められ、原告及び被告会社はそれを前提に本件各契約の内容を合意したものと認められる。したがって、本件各契約は、形式的には金等の割賦販売契約であるが、実質的には差金の授受によって契約関係から

離脱することができる差金決済契約であると解するのが相当である。

これに対し、被告らは、本件各契約の目的は金等の前払割賦販売を目的とする契約であり、被告会社は、これを明確にするために、平成25年9月以降、本件各契約の中途解約時に金等地金の引渡し又は現金の返還による清算を選択することができるようとしたと主張し、これに沿う証拠もある（乙4）が、被告らの主張は、本件各契約締結後の事情についてのものであって、本件各契約の内容及び目的についての上記認定判断に影響を与えるものではなく、他にこれを左右するに足りる証拠はない。

ウ したがって、本件各契約は、解約時の東京商品取引所の相場と契約時との差金を取得し、これにより契約関係から離脱することができる取引を内容とするものであり、この取引は、当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買契約であって、当該売買の目的物となっている商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によって決済することができる取引（商品先物取引法2条3項1号参照）として先物取引に当たるといえる。

(2) 先物取引に関する規制の趣旨

先物取引は差金決済によって取引関係から離脱することができ、過当な投機や不健全な取引となる危険が大きいことから、取引秩序を維持するため、商品先物取引法6条1項、2項は、何人も、商品又は商品指数（これに類似する指数を含む。）について先物取引に類似する取引をするための施設（取引所金融商品市場を除く。）を開設してはならず、何人も、同施設において先物取引に類似する取引をしてはならないと定める。

また、同法329条（相場による賭博行為の禁止）は、何人も、商品先物取引業者等を相手方として行う場合を除き、商品市場における取引によらないで、商品市場における相場を利用して、差金を授受することを目的とする行為をしてはならないと定める。

上記(1)のとおり、本件各契約は、先物取引に該当し、上記の相場による賭博行為の禁止等の規定に違反するものであるところ、これらの規定は、商品市場における取引秩序の維持を通じて取引等の受託等における委託者等の保護に資すること（同法1条）を目的とするものであるから、本件各契約が公序良俗に反するものといえるかどうかを判断するには、取引秩序の維持及び委託者保護の方策が講じられていたかどうかを考慮する必要がある。

(3) 本件各契約に係るその他の事情

ア 被告会社の本件取引に係る資産状況

前記1(2)のとおり、被告会社は、平成25年10月時点において、顧客との間で139キログラムの金等の積立取引を継続中であるにもかかわらず、実際に保有している金等地金は合計665グラムにすぎないものであり、現実に金等の積立てが行われているとはいえない。また、被告会社が、上記の金等地金及び預金口座で管理している顧客から支払われた分割金のほかに資産を有しているとは認められず、金等地金の保有量を増加させる方策を実施していると認めるに足りる証拠はない。

本件各契約の期間が20年という長期に及ぶことからすると、契約期間中に金等の価格が高騰した場合、多くの顧客が中途解約による清算又は早受渡しを希望することが容易に想定されるところ、上記のような被告会社の資産状況の下で、被告会社が本件各契約に定められた10営業日以内に、中途解約に応じて解約清算金を支払うことや、高騰した金等地金を取得して顧客に引き渡すことが可能であるとは考えにくく、仮に可能であるとしても、それは被告会社に巨額の損失を生じさせ、被告会社の存続 자체を危うくさせるものであるということができる。

そして、商品市場における取引によらず、相対取引によって行われるため、取引秩序の維持についての制度的担保が存在しない本件各契約のよう

な金等地金の先物取引においては、顧客による投下資金の回収又は金等地金の引渡しの可能性は被告会社の資産状況に依存することになるところ、上記の被告会社の資産状況に照らすと、被告会社の顧客は、被告会社の信用力について多大なリスクを負っていたものと認められる。

原告がこのようなりスクについての説明を受けていたことを示す証拠はない。

イ 本件各契約が相対取引であること

前記第2の2(2), (3)のとおり、本件各契約は、240回の分割払であるにもかかわらず、1回目の分割金は、手数料を含むことから取引総額の1割程度の50万円又は60万円である。そして、契約条項によれば、満期受渡し、早受渡し及び中途解約のいずれにおいても、手数料は被告会社の利益となる。

また、金等の価格が下落し、顧客が中途解約した場合には、顧客には損失が生じる一方、被告会社は利益を得る。金等の価格が上昇し、顧客が中途解約による清算又は早期受渡しを希望した場合には、計算上、顧客が利益を得て被告会社に損失が生じることになるが、上記アのとおり、顧客は投下資金の回収や金等地金の引渡しを受けることができないリスクを負っている。

そうすると、被告会社としては、本件各契約を相対取引で行う以上、本件各契約において原告と被告会社とが利益相反状況にあり、上記のような危険があることを説明すべきことになるが、被告会社が原告に対してこのような説明をしたことを見出す証拠はない。この点に関して、本件各契約の概要が記載された資料には、金等地金が元本保証の商品ではない旨記載されているが（甲1の2）、これは金等地金の価格が下落する可能性があることを説明するものにすぎず、上記のような利益相反状況を説明するものとは認められず、他に上記認定を左右するに足りる証拠はない。

そして、本件各契約においては、金契約①から③の中途解約によって、61万1000円の益金、白金取引①から④の中途解約によって、最終的には8万7960円程度の益金が生じているが、手数料を考慮するといずれも原告に損失が生じ、反対に、被告会社は利益を得ていることが認められる（甲7、9、11、12）。

(4) 小括

上記(1)ウのとおり、本件各契約は、解約時の東京商品取引所の相場と契約時のそれとの差金を取得し、これにより契約関係から離脱することができ、投機性の高い取引を内容とする先物取引に該当し、商品先物取引法の相場による賭博行為の禁止等の規定に違反すると認められるところ、上記(2)のとおり、原告が被告会社の信用について多大なリスクを負う上、相対取引であることによって、原告と被告会社とが利益相反状況にあること、それらの状況について原告が何らの説明も受けていないこと、前記1(1)のとおり、原告が被告仲から何度も勧誘を受け、その後も被告仲に言われるままに金取引①から③を中途解約して白金取引①から④の契約を締結したことからすると、本件各契約は、取引秩序の維持及び委託者保護のための方策が講じられたものとはいえないから、公序良俗に反し、違法である。

3 爭点(3)（被告らの責任）について

- (1) 被告仲は、被告会社の従業員として、原告に対し、公序良俗に反する違法な取引に係る本件各契約の勧誘を行い、原告に代金及び手数料名下に金員を交付させた不法行為（以下「本件不法行為」という。）により、原告に生じた損害を賠償する責任を負う。
- (2) 上記の被告仲の行為は、被告会社の営業方針に沿って事業の執行について行われたものであるから、被告会社は本件不法行為について使用者責任を負う。
- (3) 被告丸山は、代表取締役として、被告会社において適法な営業が行われる

よう業務執行を行うべきであったのに、これをせず、そのため、公序良俗に反する違法な取引に係る本件各契約の勧誘が行われた。また、被告丸山は、本件各契約に対応するための被告会社の安定的な資産確保をせず、勧誘に当たり顧客のリスクを十分に説明するよう指導しなかった。その結果、原告は、本件各契約が内容とする取引のリスクや違法性について認識しないまま、代金及び手数料名下に金員を交付した。したがって、被告丸山は、取締役の第三者に対する損害賠償責任を負う。

4 争点(4)（損害）について

前記第2の2(3)のとおり、原告は、被告会社に対し、本件各契約の代金及び手数料名下に合計434万4600円を支払った。一方、被告会社が原告に対して解約清算金として支払ったのは合計166万4560円である。そうすると、原告は、本件不法行為により、上記各金額の差額である268万0040円の損害を被ったと認められる。

また、本件不法行為と相当因果関係のある弁護士費用は26万円と認めるのが相当である。

第4 結論

以上によれば、被告らは、原告に対し、各自原告に生じた損害である294万0040円及びこれに対する訴状送達の日の翌日である平成25年7月19日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払う義務を負う。

よって、原告の請求はいずれも理由があるから認容することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 後藤 健

裁判官 杜 下 弘 記

裁判官 中 村 玲 子

これは正本である。

平成26年7月18日

東京地方裁判所民事第1部

裁判所書記官 坂巻雅樹

